

広島県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の漁獲量で12万3千トン、生産額は238億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業経営体数は、2,162経営体であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定によって、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定によって、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量等の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 広島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まいわし太平洋系群」から「別紙1－7 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－2 さわら瀬戸内海系群」から「別紙3－17 ひじき広島県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

1 月 1 日から 12 月 31 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県まいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 の 1 に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 6,182 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

1 月 1 日から 12 月 31 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 の 1 に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 6,182 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)) は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県海域においては、通常、くろまぐろの回遊はなく、県外海域に出漁している漁業者においても同種を目的とした漁業は営まれていないため、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全量を広島県くろまぐろ (小型魚) 漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

国から本県に配分される漁獲可能量は、混獲管理を目的とした数量であるため、知事管理区分の漁獲量の状況を問わず、生存個体を採捕した場合は再放流することとする。

なお、やむを得ず陸揚げした場合は、速やかに漁業協同組合を通じてその住所を管轄する農林水産事務所水産課に一報の上、第 2 の 1 の(2)に示す期限までに採捕の数量報告を行うものとする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、知事管理区分における漁獲量が知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告について

前項の公表をした場合は、法第 32 条第 2 項の規定に基づき、生存個体の再放流を徹底するよう指導する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県海域においては、通常、くろまぐろの回遊はなく、県外海域に出漁している漁業者においても同種を目的とした漁業は営まれていないため、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全量を広島県くろまぐろ (大型魚) 漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

国から本県に配分される漁獲可能量は、混獲管理を目的とした数量であるため、知事管理区分の漁獲量の状況を問わず、生存個体を採捕した場合は再放流することとする。

なお、やむを得ず陸揚げした場合は、速やかに漁業協同組合を通じてその住所地を管轄する農林水産事務所水産課に一報の上、第 2 の 1 の (2) に示す期限までに採捕の数量報告を行うものとする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、知事管理区分における漁獲量が知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告について

前項の公表をした場合は、法第 32 条第 2 項の規定に基づき、生存個体の再放流を徹底するよう指導する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 の 1 に定める広島県まさば及びごまさば漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 6,229 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（周年）

なお、令和 7 管理年度にあつては、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは第一区分とし、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までは第二区分とする。

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

7 月 1 日から 6 月 30 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県ぶり漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 の 1 に定める広島県ぶり漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 6,229 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2)
該当なし。

（別紙３－１） 削除

かたくちいわし瀬戸内海系群（令和６年１１月２１日付けの資源管理基本方針で特定水産資源となり、別紙１へ規定）

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

さくら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に維持することを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に維持することを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－５）削除
ぶり（令和７年４月１７日付けの資源管理基本方針で特定水産資源となり、別紙１へ
規定）

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

たちうお瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（214 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 8)

第 1 水産資源

まあなご瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（39 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 9)

第 1 水産資源

がざみ瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（25 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

あさり瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（57 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 11)

第 1 水産資源

すずき広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（113 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 12)

第 1 水産資源

さより広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、二そうさより機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和 3 ～ 4 年漁期の平均水準（124kg/統日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 13)

第 1 水産資源

あみ（あきあみ）広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（343 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 14)

第 1 水産資源

まだこ広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（3 10 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 15)

第 1 水産資源

いか類広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（1 24 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 16)

第 1 水産資源

まなまこ広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 3 年間（令和元年から令和 3 年まで）の平均値（89 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 17)

第 1 水産資源

ひじき広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（495 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。